

令和7年4月1日～令和8年3月31日
上記の期間に購入かつ申請が対象
**特殊詐欺対策電話機器等
購入費の一部を補助します**

上限
¥5,000



通話内容の録音や、相手の事前確認などの機能で
迷惑電話をシャットアウト！



備えあれば
憂いなし

対象者

次の①②のどちらも該当する人

- ①岩倉市に居住し、住民票がある人
- ②申請年度中に満65歳以上となる人、またはその人と同世帯の人

※特殊詐欺対策電話機等購入費補助金は、1世帯1回限りの申請に限る。

補助額

購入金額の2分の1（上限5,000円、100円未満切り捨て）
※予算内での実施となります。

詳細は裏面または市ホームページをご確認ください。



不審な電話を受けたら迷わず110番！

- 近年、江南警察署管内（岩倉市・江南市・大口町）において、特殊詐欺の被害や前兆電話が多発しています。
- 犯行手口が多種多様で、詐欺グループが市職員や銀行員、警察官や百貨店店員などになりすまし、言葉巧みに家族構成や資産状況を聞き出し、ダマそうとします。

問合せ先

岩倉市市民協働部協働安全課(6階) 防災安全G TEL: 0587-38-5831

開庁日・時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日除く）

補助対象となる電話機等

令和 7 年 4 月 1 日以降に購入した新品のもので、いずれかに該当するもの。

固定電話機に取り付ける ① 自動着信拒否装置	● 非通知の電話を自動で拒否するもの ● 登録した番号からの電話を自動で拒否するもの など
固定電話機に取り付ける ② 自動応答録音装置	● 相手に会話内容を録音する旨の警告音声流れ、 自動で会話内容が録音されるもの など
特殊詐欺の対策機能が 付いた固定電話機	● ①や②の機能ついたもの ● 相手の名前を事前に確認するメッセージが流れるもの など

必要書類等

必要書類のダウンロードはこちら



- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書その他支払いが確認できる書類の写し（購入金額、購入日、品名や品番、店舗情報の記載があるもの）
- ③ 購入した機器の規格が分かるものの写し（カタログ、パンフレット、説明書等）

申請の流れ

- 1 対象機器を購入後、
必要書類等を
協働安全課へ提出
- 2 協働安全課から
交付決定通知が
届きます。
- 3 口座情報が分かる書
類を添えて、請求書
を協働安全課に提出

補助金が交付されます

※購入した本人しか申請できません。
※購入店舗の指定はありません。
※購入した年度内に必ず申請をしてください。
※郵送及び「あいち電子申請・届出システム」（下記 URL 及び右図 QR コード参照）での申請も可能です。

↓ あいち電子申請・届出システム ↓

<https://ttzk.graffer.jp/city-iwakura/smart-apply/apply-procedure-alias/subsidy-for-phone-purchase-costs>

あいち電子申請・届出システム

